

年 発 1 0 0 8 第 1 号
令 和 7 年 1 0 月 8 日

独立行政法人福祉医療機構理事長 殿

厚生労働省年金局長
(公 印 省 略)

「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令」及び「独立行政法人福祉医療機構法施行令等の一部を改正する政令」の公布について

「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令」（令和7年政令第347号。以下「期日令」という。）及び「独立行政法人福祉医療機構法施行令等の一部を改正する政令」（令和7年政令第348号。以下「整備政令」という。）が令和7年10月8日に公布されたので通知する。

期日令及び整備政令の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、その内容につき御了知いただくとともに、実施に当たっては、貴法人において周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

記

第一 期日令の趣旨及び内容

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年法律第74号。以下「改正法」という。）附則第1条第1項第3号において、同号に掲げる規定の施行期日については、改正法の公布の日（令和7年6月20日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日とされており、当該施行期日を令和7年12月1日とする。

第二 整備政令の趣旨及び内容

第一のとおり、改正法の一部の規定が令和 7 年 12 月 1 日から施行されることに伴い、独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成 15 年政令第 393 号。以下「WAM 令」という。）その他の関係政令の規定について、次のとおり所要の改正を行う。

- 1 改正法第 32 条の規定により、独立行政法人福祉医療機構法（平成 14 年法律第 166 号）附則第 5 条の 2 第 9 項（承継債権管理回収勘定における毎事業年度の積立金の納付義務規定）が削除されることに伴い、積立金の納付方法等を定めた規定について、所要の整備を行う。（WAM 令の一部改正）
- 2 改正法第 32 条の規定により、独立行政法人福祉医療機構が年金担保債権管理回収業務を行う期間が令和 9 年 3 月 31 日までとされたことに伴い、所要の規定の整備を行う。（厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号）の一部改正）
- 3 その他所要の改正を行う。

第三 整備政令の施行期日

整備政令は、改正法の一部規定の施行の日（令和 7 年 12 月 1 日）から施行する。